

日 薬 業 発 第 503 号
令 和 5 年 3 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

処方箋の使用期間について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省保険局医療課より、標記について別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

処方箋の使用期間については、原則として4日以内と規定されておりますが、特殊の事情がある場合には、この期間を延長又は短縮できる旨が規定されております。

本連絡は、総務省行政相談センターにおける処方箋の使用期間に関する行政相談の概要等に関するものです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年3月24日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

処方箋の使用期間について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡
令和5年3月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

処方箋の使用期間について

処方箋の使用期間については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）第20条において、原則として4日以内と規定され、併せて、長期の旅行等の特殊の事情がある場合には、この期間を延長又は短縮できる旨が規定されています。

こうした中、近年、国民からの行政相談を受け付ける総務省行政相談センター（全国50カ所）において、処方箋の使用期間に関する行政相談が寄せられています。

これを踏まえ、処方箋の使用期間について、別添を参照の上で適切に取り扱われるよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局等に対して周知いただきますよう、協力方お願いいたします。

処方箋の使用期間について

1. 処方箋の使用期間に関して寄せられた行政相談の概要

- ・ 処方箋の使用期間が4日以内であることや、使用期間を延長できる場合があることについて、知られていないケースがあるため、周知してほしい。
- ・ 処方箋の文字が小さくて読みづらいこともあるため、高齢者にわかりやすく伝えてほしい。

2. 考えられる取組例

- ・ 会計窓口で支払いをする際や処方箋を交付する際に、患者に処方箋の使用期間について声掛けする。
- ・ 待合室の掲示板や受付窓口、会計窓口等に、処方箋の使用期間に関する事項を記載したものを掲示又は設置する。
- ・ 医療機関のホームページや医療機関が発行する広報誌等に掲載する。
- ・ 処方箋に記載されている使用期間について、患者に分かりやすくするため、文字の大きさや配置等に配慮する。

(参考条文)

◎保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）（抄）

（診療の具体的方針）

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

三 処方箋の交付

イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(参考資料)

厚生労働省ホームページでの周知

(掲載先 : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32041.html)

処方箋の使用期間にご留意ください

保険医療機関（病院や診療所）で交付される処方箋の使用期間は、交付の日を含めて4日以内です。

これには、休日や祝日が含まれますので、処方箋の使用期間が過ぎないようにご注意ください。

なお、長期の旅行等特殊の事情があり、医師や歯科医師が、処方箋に別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効となります。

処 方 箋										
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)										
公費負担者番号					保険者番号					
公費負担医療の受給者番号					被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (枝番)					
患 者	氏 名		保険医療機関の所在地及び名称							
	生年月日	男・女	電 話 番 号							
	区 分	被保険者	被扶養者	保 険 医 氏 名						
交付年月日		令和 年 月 日			都道府県番号	点数表番号	医療機関コード			
		処方箋の使用期間			令和 年 月 日			特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。		

様式第二号（第二十三条関係）